




乳児養育手当のご案内

2024年5月改訂

江戸川区

1 制度の概要

この制度は、昭和44年から実施している江戸川区独自の制度です。
赤ちゃんと一緒に時間を健やかに過ごしていただくための江戸川区の取り組みです。



支給対象者	<p>以下のすべての要件を満たしている方が対象となります。 (受給決定後ア～オの要件に該当しなくなった場合は、<u>手当は消滅</u>となります)</p> <p>【 お子様が令和5年12月31日以前に生まれた方 】</p> <p>ア 0歳児を養育している方 イ 乳児、保護者とも江戸川区にお住まいの方 (転入された方は、転入の届出日から対象となります。) ウ 生活保護を受けていない方 エ 子ども子育て支援新制度の対象施設()・乳児院などに乳児を預けていない方 認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所など オ 生計中心者の対象年度の所得が所得制限限度額未満の方 (裏面【別表1】、【別表2】参照)</p> <p>【 お子様が令和6年1月1日以後に生まれた方 】</p> <p>ア 0歳児を養育している方 イ 乳児、保護者とも江戸川区にお住まいの方 (転入された方は、転入の届出日から対象となります。) ウ 生活保護を受けていない方 エ 乳児院などに乳児を預けていない方</p>																		
手当額	月額 13,000円																		
支給時期・支給方法	申請者名義の銀行口座に毎月10日にお振込みします。 *申請者名義以外の銀行口座にはお振込みできません。 *10日が土曜・日曜・祝日のときは、その前日にお振込みします。																		
申請期限	お子様が満1歳になる誕生日の前日までです。(最大で12か月分) *出生届・転入届提出後、お早めに申請してください。 申請が認定されれば、誕生日(または転入の届出日)の月分から手当が支給されます。																		
制度についてのお問い合わせ先	<p>乳児養育手当チャットボット 24時間365日あなたの疑問にAI(人工知能)がお答えします!</p> <p>子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 03(5662)0082</p> <p>乳児チャットボット 乳児養育手当HP</p>  																		
申請窓口	<p>区役所または各事務所で手続きください。 郵送申請(詳しくは区ホームページをご確認ください)や、電子申請(右下のQRコード)も可能です。</p> <table><tr><td>区民課 庶務係</td><td>中央 1-4-1</td><td>03(5662)6388</td></tr><tr><td>小松川事務所 庶務係</td><td>平井 4-1-1</td><td>03(3683)5182</td></tr><tr><td>葛西事務所 庶務係</td><td>中葛西 3-10-1</td><td>03(3688)0433</td></tr><tr><td>小岩事務所 庶務係</td><td>東小岩 6-9-14</td><td>03(3657)7832</td></tr><tr><td>東部事務所 庶務係</td><td>東瑞江 1-17-1</td><td>03(3679)1123</td></tr><tr><td>鹿骨事務所 庶務係</td><td>鹿骨 1-54-2</td><td>03(3678)6111</td></tr></table> <p>電子申請</p> 	区民課 庶務係	中央 1-4-1	03(5662)6388	小松川事務所 庶務係	平井 4-1-1	03(3683)5182	葛西事務所 庶務係	中葛西 3-10-1	03(3688)0433	小岩事務所 庶務係	東小岩 6-9-14	03(3657)7832	東部事務所 庶務係	東瑞江 1-17-1	03(3679)1123	鹿骨事務所 庶務係	鹿骨 1-54-2	03(3678)6111
区民課 庶務係	中央 1-4-1	03(5662)6388																	
小松川事務所 庶務係	平井 4-1-1	03(3683)5182																	
葛西事務所 庶務係	中葛西 3-10-1	03(3688)0433																	
小岩事務所 庶務係	東小岩 6-9-14	03(3657)7832																	
東部事務所 庶務係	東瑞江 1-17-1	03(3679)1123																	
鹿骨事務所 庶務係	鹿骨 1-54-2	03(3678)6111																	

条例改正に伴い令和6年1月1日から、お子様の誕生日によって支給要件に違いがあります。
申請の際には、上記支給対象者欄を必ず確認してください。

申請に必要なものは裏面をご覧ください。

2 必要書類

申請者ご本人の申請と、代理人(配偶者など)の申請の場合では、
必要書類が異なります。

窓口に来る方の身元確認書類 身元確認 書類一覧 	次のうち 1 点	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、 在留カード 等
	次のうち 2 点	健康保険証、母子健康手帳、年金手帳、住民票 等
申請者と配偶者の マイナンバー確認書類	マイナンバーカード、マイナンバーの記載のある住民票 等 お子様が令和 6 年 1 月 1 日以後に生まれた方は、マイナンバー確認書類は不要です。	
代理人が申請する場合 委任状 配偶者も代理人となります。	委任状(申請者本人自筆による記載および押印があるもの) 区ホームページに書式を掲載していますので、 ダウンロードしてご利用ください。	
申請者名義の銀行口座	普通預金の通帳またはキャッシュカードをお持ちください。 公金受取口座へのお支払いも可能です。公金受取口座への支払いを希望する場合は、マイナンバー確認書類をお持ちください。口座確認書類は不要です。	

お子様が令和 5 年 12 月 31 日以前に生まれた方は、場合によって以下の書類が必要です。

海外から転入の方 戸籍の附票原本(日本国籍の方) パスポートの写し(外国籍の方) 課税基準日【別表 2】に日本国外に居住していた方のみ 申請者だけでなく、配偶者分も必要です。	・日本国籍で、「課税基準日」に日本国内に住民票がなかった方は、基準日以降に帰国したことの記載がある「戸籍の附票」を提出してください。 *戸籍の附票は本籍地がある自治体で取得できます。 ・外国籍で、「課税基準日」に日本国内に住民票がなかった方は、基準日以降に入国したことの記載がある「パスポート」の写しを提出してください。 *ご本人確認ができるページ及び課税基準日に日本国内にいなかったことが分かる出入国の押印があるページの写しが必要です。
---	--

【別表 1 所得制限限度額表】

扶養人数	所得制限限度額
0 人	630 万円
1 人	668 万円
2 人	706 万円
3 人	744 万円
4 人	782 万円
5 人目以降	1 人増えるごとに 38 万円を加算

- * 所得制限限度額は、生計中心者 1 人の所得で判定します。
(夫婦合算ではありません。)
- * 所得制限限度額には社会保険料控除相当額として 8 万円を加算しています。
- * 各種控除額(医療費控除、障害者控除等)を総所得額から差し引くことができます。
- * 扶養人数とは、判定に必要な所得年度の「税法上の扶養人数」です。
- * ご自身の所得の確認方法については、区ホームページから「乳児養育手当」の項をご覧ください。
- * **R6.1.1 以後に生まれたお子様の申請時には、所得による制限はありません。**

【別表 2：所得判定年度】

乳児の誕生月	所得判定年度	課税基準日
令和 5 年 6 月～令和 5 年 12 月	令和 5 年度(令和 4 年中の所得で判定)	令和 5 年 1 月 1 日

R5.12.31 以前に生まれたお子様の申請書には、申請者と配偶者の課税基準日現在の課税自治体(住民票のあった市区町村)をご記入いただきます。ご記入いただいた内容に誤りがあった場合は、手当の認定にお時間をいただく場合があります。不備なくご記入いただきますようご協力をお願いします。

制度についてのお問い合わせ先

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係 03-5662-0082

乳児養育手当について、もう少し詳しくお知りになりたい方は

児童手当の申請もお忘れなく

乳児養育手当 HP

乳児チャットボット

